

町田市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市下水道条例の一部を改正する条例

町田市下水道条例（平成6年12月町田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(使用料の徴収)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項の使用料は、払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者</u>による納付の方法により、2か月分をまとめて徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> | <p>(使用料の徴収)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項の使用料は、払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2第6項の規定による指定をした者</u>による納付の方法により、2か月分をまとめて徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第3項に規定する指定代理納付者（同項の規定により当該指定代理納付者に係る指定の効力を失うこととなる者を除く。）が納付する使用料の徴収については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。